

Title	能因の旅追考：美濃・伊予下向について
Sub Title	
Author	川村, 晃生(Kawamura, Teruo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1977
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.36, (1977. 3) ,p.184- 195
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	森武之助教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00360001-0184

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

能因の旅追考

—美濃・伊予下向について—

川村晃生

さきに私は、「能因の旅—陸奥下向前後—」(『和歌文学研究』第35号・昭和51・9)において、能因の両度陸奥下向を中心に、甲斐・三河・遠江等への下向につき、年次を追いつつ考察を試みた。本稿では、以上の各地下向につづいて行われた、能因の美濃・伊予両国下向について検討を加えたいが、それに先立ち前稿の要点を左に列記する。

(一)甲斐下向——家集(私家集大成本・能因工)の「42 かひにて、やまなしのはなを見て／かひかねにさきにけらしな足曳のやまなしをか山の山なしのはな」の一首が能因の甲斐下向を証する。その配列からして、出家以前の寛弘八(一一〇一)年前後のことであろう。歌中の歌枕「山梨岡」は『古今和歌六帖』(第二)に一首その先例がみえるのみであり、そこに、未だ固定しきらない歌枕への能因の関心をみてとれる。一方、「山梨岡」は甲斐国府(東山梨郡石和町)近辺に存し、このことから能因が国府に滞在したこと、ひいては公務を帯びて甲斐に下向したであろうこと等が推察される。

(二)三河下向——家集89・90の二首をもとに検討を加えると、寛仁(治安年間、友人源為善の三河守赴任に随伴して同地に下ったものと思われる。89番歌においては、信濃国「御坂」(『万葉集』四四〇二に一首既見)という目新しい歌枕を詠み、のちに同首が橘為仲に影響を与えている点が注目される。一方90番歌中の歌枕「しかすがのわたり」が三河国府(宝飯郡国府町)と近接した地であることが

ら、能因が為善の食客として三河国府の館にまで足を伸ばしたことが想像される。また以後の能因の動向が不明であることを考え合わせる、能因は三河下向後しばらく同地に滞留したものと思われる。

〔三〕兩度陸奥下向——初度下向は万寿二（一〇二五）年、再度下向は長元年間前半と推定される。初度の折には有名な「白河関」での詠一首が残されているにすぎないから、旅の具体的な有様は不明とせざるを得ないが、同首がのちの歌人に与えた影響は少なからざるものがある。一方、再度下向においては十八首の詠歌が家集に残されており、旅の様相をおおむね知り得るが、それによれば、初度の折とは下向コースを変えたであろうことが窺知される。また、著名な歌枕を詠むかたわら、「音無の滝」「昔河」等、現実に旅することよってのみ詠み得る歌枕が散見され、中央貴族歌人とは別種の歌枕への興味のある方を示している。陸奥よりの帰京コースは今なお明らかではないが、一旦武蔵方面へ出たのも最終的には北陸道へ抜けたらしい。その折の越前国「たいふの山」での詠は、能因と『能因歌枕』との関係を考察する際の興味深い資料として注目される。この兩度陸奥下向は、帰京後の「想像奥州十首」「東国風俗五首」等の成立に多大な影響を及ぼし、能因的歌風形成の上に重要な役割を果している。

〔四〕遠江下向——家集158番歌により明らかである。長元八（一〇三五）年初に遠江守大江公資を頼って同地に下向したものと思われる。かつての東海道往還にもかかわらず、同首詞書に「はまなのはしをはいめて、見て」とある点を疑問とし、その事情を考察、長元四、五年頃浜名橋の架橋工事が行われたのではないかと推定する。この推定が可能であれば、能因の遠江下向は彼の強烈的な歌枕志向を物語るものと言い得る。

兩度美濃下向——長元末～長曆初——

おそらく長元八（一〇三五）年三、四月頃迄に、能因は遠江守大江公資とともに遠江より帰京した。それは、両者が同年五月十六日関白左大臣頼通歌合に出詠している事実により察知される。以後しばらく、能因は摂津に居を定めつつ都との間を往還していたらしい

が、まもなく美濃へ向けて下った。

みのへくたるとて、あつさの山にて

174 みやきひくあつさのそまをかき分てなにはの浦をとをさかりぬる

近江のうみのほとりを行とて

175 あさはらけあふみのうみをうちみれははまさへいけるかひなかりけり

やま中にて九月つくるに、ひとりなかめける

176 山姫もいそきたつらんあすよりは紅葉のにしき衣かへにと

コース順から言えば、175・174の順が正しい。右三首が全て美濃下向時の詠と解すれば、家集配列と176番歌詞書からして、この下向は長元九（一〇三六）年頃の秋に為されたものであろう。

春、美濃の南宮にて二首 榊等（つとむ）

177 をとめこかるとるかみかきのさか木葉とやとせつはきはいつれ久しき

瑞籬花

178 万代をこめてしめゆふみつかきのはなをそ人はかさすへらなる

右二首の詞書に春とあることより、能因はそのまま美濃で越年したものとと思われる。詞書にみえる「南宮」は、岐阜県不破郡南宮山（半腹に高山権現宮がある。そこでの詠か）を指し、美濃国府―不破郡垂井町―に近接した地である。とすれば、此の折もこれまでの旅と同様国守を頼つての下向と推察されるが、それについては後述する。

当初、能因はそのまま美濃の地に足を留める予定であったかもしれない。それは、一旦帰洛したものの、再び美濃を訪れていることから察せられるが、ともかく、一時能因は京に帰っている。その理由は、おそらく友人藤原保昌の訃報に接したためであつたろう。

故津守保昌朝臣の六条の家をみれば、長元九云々みやきのおもひ出てうゑし秋草ともいとあはれなり

179 みやきのをうつし、宿の秋の野は忍ぶくさのみおふるなりけり

保昌の卒去は、右の歌の詞書傍注、及び『勅撰集作者部類』等により、長元九年九月のことと知れる。馴れ親しんだ保昌家を訪れ、保昌の死を弔った能因は、再び美濃へ下った。

はまなのわたりへ行とて

184 さすらふる身はいつくともなかりけりはまなのはしのわたりへそ行

この歌・詞書によれば、能因は美濃ではなく、遠江「浜名の橋」へ向けて出立したものと思われるが、右一首は『統詞花集』巻十五、(旅)に入集し、その詞書に、「遠江へまかりけるとときみのゝかみ義通朝臣国に有と聞てまかりよれりけるにあるしなとしてなにことにいつこへまかるそなと申ければよめる」とあることから、遠江下向途次、美濃国守義通を頼って同国に立ち寄ったものと知れる。義通は、能因に心酔した為仲の父橋義通であり、くわえて能因とは橋氏として同族の關係にあるから、右の一件は事実として不自然ではない。当時義通が美濃守の官にあったことは、『左経記』長元九年五月十七・十九日の兩條により明らかである。

なお、右一首は、師綱(継)朝臣詠「さすらふる身をいつくそと人とははるけき山のかひにとをいへ」の影響下に成立したものであろう。能因は此の歌を、のちに『玄々集』(版本40番)に入集せしめているから、彼が同首を熟知していたことは確実である。

さて、その後能因が遠江に下ったかどうか明らかではなく、その確証はない。家集及び『統詞花集』詞書の書きぶりからすれば、遠江に下った公算は大であらう。しかし、いずれにせよ、この間能因はおもに美濃に滞留していたようである。家集187・191に配列される「美州に閑居五首」がそれを証している。この五首詠は、前稿において述べた「想像奥州十首」「東国風俗五首」などの連作とやや趣を異にするが、例えば、

等社有^{へまこ}神人舞

188 はふりこもゆふかくらせりやよひめのかみうちとけて物かたりせよ

見山中禅僧

189 白雲のたなひく山の嶺にすむ君をみるときわか身かなしも

等の詠は、旅中での経験によるもので、やはり能因の旅が彼の和歌に与えた影響を物語るものであると言えよう。

―兩度伊予下向―長曆四年春―長久年間―

美濃より帰京した能因は、源親範(道濟男)が、「長曆二年九月十三日師房歌合」に出詠するに際し、代作などをしつ⁽¹⁾、京周辺で時日を過した模様であるが、そののち―長曆四(一〇四)年春―、伊予に下っている。家集に、

長曆四年春、いよのくにゆくたりて、はまに都鳥といふとりのあるを見て、なかむ

208 もしはやくあまとやおもふ都鳥なをなつかしみしる人にせむ

とある。この歌は、かつての陸奥下向時の「音無の滝」「昔河」での詠の場合よりも一層明らかに、『伊勢物語』の「都鳥」詠から影響を受けて成立している点が注目される。

一方、この能因の伊予下向が、能因の文章生時代以来の友人藤原資業の伊予守赴任に従ってのものであることは、すでに目崎氏の指摘されたとおりであり、今再説の要はない。⁽²⁾ 本稿では、それをもとに、両者の伊予在国の年時とそこでの和歌創作活動とに眼を転じて、その一端にふれておきたい。

両者が伊予に下向した長曆四年⁽³⁾の翌年、すなわち、長久二(一〇四一)年夏、伊予は異常な早魃に見舞われ、家集によれば能因は祈雨の歌一首を詠んで雨を降らしめている。

長久二年之夏、有天旱無降雨、仍詠和歌献靈社、有神感、廻施甘雨一昼夜

211 あまの川なはしろ水にせきくたせあまくたりますかみならはかみ

この歌は、成立直後、橋為仲に影響を与え、『橋為仲集』にも祈雨の歌三首がみえている(為仲I・34~36)。のちに、能因の祈雨詠は、

『金葉集』(巻十、雑下、六六五)・『俊頼髓腦』などの撰集や歌論書、或いはまた『古今著聞集』・『十訓抄』等の説話集の類にまで採録され、人口に膾炙するところとなった。

ところで、同首の成立を考察する際の手がかりともなるべき資料が、『金葉集』の写本類数本に散見される。例えば、陽明文庫蔵『金葉集』(室町末写)の該当歌部分には、次の如き書入れがみられるのである。⁽⁴⁾

資業卿為伊与守之時、能因法師誦合哥云

龍宮祈雨

七番 左

能因

あまの川苗代水にせきくたせあまくたります神としるへく

後七字相違如何

右

資業

あまの川水せきくたす神なればあめのしたにはあふくとをしれ

範圍資業何一定哉 依早祈雨云々 又哥合 題龍宮祈雨云々 何一定哉

この書入れが何によるものか明らかではない。また、書入れ中にみられる如く、能因詠の第五句は、家集中の詠句と相違している。だが、少なくとも右の書入れに信を置く限り、能因の祈雨詠は能因が単独に詠じて靈社に献じたものではなく、歌合(国守資業主催である)において、資業詠と番って詠まれたものと推察され、くわえて「七番左」「右」とあるから、かなり整った形での歌合における詠と思われる。本歌合の行なわれた場所は、家集には「靈社」とあるのみで判然としないが、『金葉集』では「一宮」となっている。とすれば、愛媛県新居浜市に存する「一宮明神」であろう。

ともかく、右の事実は、能因、資業両者の伊予国での和歌創作活動の一端を示すものとして、注目に値する。

さて、家集の配列に従えば、右の祈雨歌合の直後、国守資業は一旦帰洛した。

大守上洛之時、送之

212 ことしけきみやこなりともさよふけて浦になくたつ思ひおこせよ

これは長久二年暮のことであろう。つづいて能因もまた都に戻っている。その理由は、伊予国守資業の不在と、友人大江公資の訃報に接したためであったかと推察される。212番歌の後に次の如き詠がみられる。

故公資朝臣の旧宅に一宿、月夜詠之

218 ぬしなくてあれたる宿のそともには月のひかりそひとりすみける

公資の卒去は、『春記』により長久元年六月廿五日のことと知れるから、能因の伊予下向直後のことである。能因と公資との交友はかなり親密であったから、その卒去の報が能因を上京の途に着かせたのも首肯し得る。ともかく能因は上京し、公資宅に一宿、右一首を詠んで公資の死を弔った。

その後まもなく―長久三年頃―、能因は再び伊予に下向した。⁽⁷⁾

与州にて詠之、楽府和歌百練鏡

219 さみたれにとくるまかねをみかきつゝてる日とみゆるますかゝみ哉

の一首がそれを証する。長暦三年正月廿六日に伊予守に任じた藤原資業は、任期満了に伴う残務整理のため、再び伊予に下向したものと推察され、能因はそれに随伴したのであるか。この伊予在国中の詠歌の中に、友人源為善の卒去を哀悼した歌がみえている。

対月憶故備州源判史

222 命あれはことしの秋も月はみつわかれし人にあふよなき哉

この歌は、長久四年秋の詠と見做される。⁽⁸⁾ 何らかの事情で資業の伊予在国が延びたのであろうか。本来なら、同年正月の時点で資業は

伊予守を退任していなければならぬ。⁽⁹⁾ なお、右一首は、のちの上洛直後の詠

京にて、好事七八人許、月の夜客にあふといふ題をよむに

238 むかし見し人にたまさか逢夜哉みやこの月はこれそうれしき

の一首と照応するものかとも思われる。222番歌が伊予での独詠であることを思えば、一層その感は強い。

ところで、資業が伊予において歌合を催したであろうことは既述のとおりだが、その観点から、能因の再度伊予下向時の詠歌を見ると、一つの興味深い歌群を発見することができる。すなわち、223～231に配列される、梅為度年花、青柳、子日、詠月、もみち、きく、氷、としの暮、山かは¹⁰の歌群である。この題詠歌群には夏題の詠がみられないが、それを無視すれば、おおむね季節順に従って題が配列されており、いかにも歌合詠らしき体裁を装っている。そこで、これら八首を子細に検討してみると、227番歌「もみち」詠が、『万代集』(巻五)に入集し、詞書に「式部大輔資業歌合」と記されている。萩谷氏は、資業を資業の誤りとし、この「もみち」詠一首をもとに「〔永承五年以前秋〕式部大輔資業歌合」として『平安朝歌合大成』(白)に収録されている。資業が資業の誤りであることは間違いないが、右に記した事象を勘案すれば、少なくとも「山かは」詠を除く七題七首の歌は、同時の歌合詠ではあるまいか。伊予守として任国に赴任中の資業が、鄙でのすさびに、年令的にみても歌人として名声を博している能因がともに居るのを幸いに、任国で歌合を催したことは想像に易い。同席歌人が、能因一人しか知られないことも、伊予という鄙の地での歌合であることを傍証しよう。前記の祈雨歌合においても、能因と資業以外の出詠歌人名は知られていない。ただ、疑問の持たれるのは、式部大輔資業とある点で、当時資業は式部大輔の官を辞している。しかし、のち永承元(一〇四六)年四月十四日に再び式部大輔となり、出家する永承六年二月十六日まで同官にあるから、『万代集』の記載は最終官位によったものとみればさしつかえなからう。なお右の歌合に関して、更に穿って言えば、右の歌群につづく歌が伊予国府に近い三島明神社で東遊をした折の詠、

あつまあそひを見て⁽¹¹⁾

232 うとはまにあまの羽衣むかしきてふりけむ袖やけふのはうりこ

の一首であるから、東遊をした折の一興として、歌合が催されたものであろうか。とすれば、前の祈雨歌合が一宮明神において行われたことと符合して、一つの興味深い和歌創作活動が想定されよう。

資業は、能因が伊予下向に随伴したことにより、右の歌合以外にも様々な詠歌の機会を持ったことと思われる。『玄々集』に能因が撰した資業歌二首

たかさこ

154 くれなゐにたつしらのなみのみえつるはやまのあなたの入日なりけり

古郷をおもふ

155 ふなてしていくかになりぬふるさとは山見ゆはかりけふそきにけり(つ) (両首とも版本『玄々集』による)

などは、この伊予下向時の詠であろう。能因は直接的な形で右二首を知っていたものと思われる。

なお、家集の配列からして長久年間の詠とみられるものの中に

備中守兼房の館にて、歳暮和歌

214 春たゝはをとつれよきみしはふきてぬまのこほりのとくるたよりに

という一首がみえてい、高橋氏は「備中にもしげらく逗留していたようである」と述べておられるが、別稿に記した如く、兼房は『春記』長久二(一〇四一)年三月廿六日の条に「備中前司兼房」とみえ、くわえて『公卿補任』長元八(一〇三五)年藤原兼隆の項に

「正月廿日辞中納言。以男正四位下兼房朝臣申仕備中守」と割注がある。仮に、家集の配列の乱れを想定して、右一首が兼房の備中守

任官時―長元八年正月以降の四年間―の詠と見做すと、当時能因は、頼通歌合出詠や、美濃より遠江(浜名の橋)辺りへの下向が重な

って、備中下向の暇はなかったであろうと推察され、矛盾する。したがって、家集の配列の乱れは予想し難い。おそらく、214番歌詞書

は、平野氏の指摘される如く、⁽¹⁴⁾「前備中守」の「前」の一字が脱落したものと憶測され、能因の備中下向は考え難い。⁽¹⁵⁾

一方、『後拾遺集』（巻一、春上）の次の一首により、能因の美作下向が想定される。

美作にまかり下りけるにおほいまうち君のかづけ物の事を思ひ出で、範永の朝臣のもとに遣しける（能因法師）

118 よふとも我れ忘れめや桜花こけの袂に散りてかよりし

この歌は、家集にはみえない。したがって家集末尾の寛徳二（一〇四五）年詠以後の詠と見做される。目崎氏は、『後拾遺集』（巻十八、一〇五八）に「みまさかの守に侍る時……」という詞書をもつ兼房の歌がみえていることから、兼房が能因を任地へ伴った可能性を考えておられ、永承初年頃を目安として挙げておられる。永承五（一〇五〇）年二月、藤原長房が美作守に任ずるまでの永承年間の美作守が不明であるので兼房の可能性も濃く、筆者は一応目崎氏説を支持しておきたい。能因の美作下向は、右一首がそれを証すのみで他に資料もない。よって多くは不明とせざるを得ないのが現状である。

以上、前稿に引き続き述べてきた如く、能因の旅を年次的につづることは、能因の生涯の大半を伝記風に記すことにつながっている。この能因の旅への志向は、生来の資質によるところも多いであろうが、一方でそれを助長させた友人達―受領層歌人群―の存在も見逃すことはできない。そうした中で、能因は新たに歌枕の発見をし、或いは旧来の歌枕の見直しを試みている。旅が彼の和歌に与えた影響は、以上に述べ来たった点だけに限ってみてもはかり知れぬところがある。『後拾遺集』巻九に収められる羈旅歌三十六首中に、能因の歌が五首入集して、約14%の高比率を占めているという事実をみても、能因における旅のもつ意味の大きさと、同時に後世歌人達の能因の把握の仕方を理解することができるであろう。

再び家集に眼を転じてみよう。

113 世中はかくてもへけり久豎のあまのたまやをわか宿にして

115 わひことはとづくにそよきさきてちる花の都はいそにのみして

119 岩まゆくみつにもにたる我身かな心にもあらてのとけからぬよ

184 さすらふる身はいつともなかりけりはまなのはしのわたりへそ行

これらのいささか述懐めいた歌が、各地下向先での詠であることを思う時、能因の旅における別の一面を我々は見てとることができ。旅中ふと吐露される複雑な心情が、右の詠にはありありと窺えるのであり、そこには漂泊の思いがこめられている。これは、当代貴族歌人の詠みぶりとは異質のものであり、能因法師論への一つの視点ともなり得よう。

前稿につづき本稿でも、家集の羈旅詠を中心に、「旅」という能因の側面をみてきたが、それだけでは能因の全体像を把握することは難しい。家集の執拗な検討と、『能因歌枕』『玄々集』の如き能因の著書の見直しを基本的な前提として、能因と周辺歌人群との関係や能因の古典文学撰取の状況等の問題を明らかにしつつ、能因法師論は展開されねばならぬはずだが、それへの道はまだ遠いと言わねばならない。

△注▽

(1) 拙稿「能因法師論への一視点」(『和歌文学研究』32号、昭和50・3) 30頁参照。

(2) 「能因の伝における二、三の問題」(『平安文化史論』—昭和43・11、桜楓社—所収)三四九—三五〇頁参照。

(3) 能因と資業が同時に伊予に下向したかどうか確証はない。『公卿補任』によれば、資業は前年の長暦三年正月廿六日伊予守を兼任している。既に資業が伊予に赴任していた可能性も濃い。

(4) 原本未見。平沢五郎氏『金葉和歌集の研究』(昭和51・5、笠間書院)所掲のものによる。

(5) 家集の配列では長久二年暮のことと推察されるが、その徴証はない。『後拾遺集』(巻九、羈旅、五三一)に「伊予の国より十二月の十日頃ふねにのりていそぎまかりのぼりけるに／式部大輔資業／急ぎつゝ船出ぞしつる年の内に花の都の春にあふべく」とあるのは、この上洛時の詠であろうか。なお、今後の考察の資料とするために、長暦／長久にかけての資業の在京時を、管見に入った限りで記すと左のとおりである。

(イ) 長暦四年十一月十日、長久と改元するに際し、『元秘抄』は「大輔資業兼伊予守、博士国成兼美乃守不進若赴任歟。—中略—又或本今度資業進治平成徳等—之由注」之。如何。」と記しており、一応在京の可能性がある。また、同年十二月七日、『春記』(脱漏)によれば、「資業宅同焼亡」とある。

(H) 長久二年三月四日、『公卿補任』に「昇殿(花宴次)」とあり在京が確認される。「祈雨歌合」は同年夏のことであるから、花宴直後伊予に下向したと推定される。

(V) 長久四年正月、『公卿補任』に「辞式部大輔、以男実政任丞」とあり、在京していた模様である。右の如く、資業は伊予守赴任中何度か帰京したものと知れる。

(6) 拙稿「能因法師考」(『国語と国文学』昭和51・1) 31~34頁参照。

(7) 能因の二度にわたる伊予下向に際して、藤原家経、同範永、同経衡、橘為仲等との歌の贈答、交会が行われ、犬養氏による考察もあるが、紙幅の都合上本稿では全て略に従う。機会を改めて検討を加えたい。

(8) 注(1)所掲論文29頁参照。

(9) 『元秘抄』によれば、長久五年十一月廿四日、寛徳と改元する条に「伊與守藤原資業」とみえてい、依然として伊予守であったらしい。なお、同書寛徳三年四月十四日、永承と改元する条には「前伊與守藤原朝臣資業」と記されている。

(11) この「山かは」詠は、書陵部本では53・54番歌の間に重出しており、疑問が持たれる。

(11) 『後拾遺集』(巻二十、神祇、一一七四)に同首は入集し、その詞書は「式部大輔資業伊予守に侍ける時、かの国の三嶋明神にあづま遊びしてたてまつりけるをよめる」とあり、更に説明的に述べられている。

(12) 高橋良雄氏「能因」(『国文学』第20巻15号、昭和50・11)一三〇頁。

(13) 拙稿「中宮亮兼房をめぐる」(『芸文研究』32号、昭和48・2) 37頁参照。

(14) 「能因集の一研究―家集の自律的世界―」(『豊覧物語対校平安文学論集』昭和50・9、風間書房―所収) 97頁。

(15) 長元八年以後の数年間、兼房は在京の可能性が濃く、実際に備中に下向したかどうか疑問である。(注(13)所掲論文37頁参照)